

久留米市公告第 163 号

久留米市航空写真撮影・写真地図作成業務について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年6月12日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米市航空写真撮影・写真地図作成業務委託
- (2) 履行場所：久留米市全域（撮影面積229.96km²）
- (3) 業務内容：「久留米市航空写真撮影・写真地図作成業務委託仕様書」及び「仕様書（別紙）」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：
予定価格 19,910,000 円（うち消費税及び地方消費税相当額 1,810,000 円）
入札書比較価格 18,100,000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格：13,575,000 円（税抜）
- (7) 支払条件：前金払 無、部分払 無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 規則第16条第3項に規定する有資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (7) 名簿に希望業種「測量」で登載されている者であること。

- (8) 福岡県内にて本店又は、支店等を有する事業者であること。
- (9) 過去10年間に於いて、福岡県内で本市と同規模の同種業務の実績を有すること。
- ①同種業務とは、「固定資産を主目的とした航空写真撮影及び写真地図作成業務」である。
- ②撮影範囲200km²以上又は約200km²の完了実績を有すること。
- (10) 技術者による実績を有すること。
- ①主任技術者：資格…測量士
過去10年間に福岡県内において、本市と同規模の航空写真撮影及び写真地図作成業務を実施した完了実績
- ②照査技術者：資格…空間情報総括監理技術者
過去10年間に日本国内において、本市と同規模の航空写真撮影及び写真地図作成業務を実施した完了実績

3 契約条項を示す場所

11 事務局

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 業務実績表(様式第2号)

ウ 配置予定技術者の資格証明書の写し

(2) 提出期限

令和8年6月29日(月)17時15分必着

(3) 提出先(宛先)

11 事務局

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

① 通知方法：電話にて連絡を行い、文書により通知する。

② 通知時期：令和8年7月13日(月)までに発送。

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに4(1)の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 提出書類

ア 入札書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和8年7月24日（金）17時15分必着（期限厳守）

(3) 提出先（宛先）

11 事務局

(4) 郵送方法

① 封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

(1) 日時：令和8年7月27日（月）10時00分

(2) 場所：久留米市役所本庁 13階 1301会議室

(3) 立会い：入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字、脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和8年6月19日（金）17時15分まで
- ② 受付場所：11 事務局
- ③ 質問の提出方法：

ホームページよりダウンロードした「質問書（様式第3号）」を、電子メールにより提出し、電話にて着信を確認すること。

④ 質問に対する回答：

令和8年6月24日（水）までに質問者に対して電子メール等で行う。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和8年8月3日（月）までに契約締結の手続を行うこと。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1 1 問い合わせ先（事務局）

久留米市市民文化部資産税課（久留米市庁舎地下1階）

担当：森・熊丸・下川

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9013

FAX：0942-30-9753

Eメール：sisanzei@city.kurume.lg.jp